

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第18回) 議事録

1 日 時 平成27年7月28日(火) 14:00～16:15

2 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(司会)

ただいまから、第18回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の八木沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、始めに、本日の予定を説明させていただきます。

まず、開会挨拶の後、今回、委員の改選に伴い、新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、御紹介申し上げ、続いて会長及び副会長の選任をお願いいたします。

その後、議事に入りまして、報告事項も含めおおむね午後4時の終了を予定しておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は、16名の委員のうち、15名の委員に御出席をいただいておりますので、「とちぎ食の安全・安心推進会議」規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が有効に成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、鈴木副知事から御挨拶を申し上げます。

(鈴木副知事)

第18回「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、食品安全行政をはじめ、県政の推進につきまして、日頃から格別な御理解と御協力をいただき、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。また、この度は、本会議の委員を快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、「食」－食べることは私たちが健康で豊かな生活を送る上で、欠くことのできない大切なものであり、食品の安全性に対する県民の関心、期待というものは、近年、食品表示の偽装問題、異物混入事件や食中毒の発生そして福島第一原子力発電所事故に伴います放射能の影響などにより、関心は一層高まっていると受け止めております。

こうした中、県では、安全で安心な食環境の構築を目指し、平成23年に策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」2期計画に基づき、食品の生産から消費に至る施策を、関係部局との連携の下、総合的かつ計画的に推進し、食の安全と信頼性の確保に努めているところであります。

この計画は、今年度が計画期間の最終年度となり、県政の基本指針であります、「新とちぎ元気プラン」と同様、現在、次期計画の策定を進めているところであります。

本日の会議では、次期計画の素案について検討いただきますとともに、昨年度の食品衛生監視指導計画の実施結果の報告をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見等を賜れば幸いと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。本日の会議は、委員改選後、初めての会議でございます。本来であれば、皆様お一人お一人に辞令をお渡しするところですが、時間の都合もございますので、お手元の資料とともに机の上に辞令を置かせていただきます。

たので、御了承願います。

それでは今回、委員に御就任いただいた皆様を御紹介いたします。

飯島一彦様。

石井晴夫様。

上野俊治様。

菊池恵子様。

興野礼子様。

糸まり子様。

齋藤公則様。

さいとう淳一郎様。

齋藤肇様。

竹内明子様。

中村好一様。

西村夕紀様。

羽野澄子様。

前田勇様。

増渕正二様。

また、本日は御欠席されておりますが、猪瀬尚孝様にも委員に御就任していただいておりますので、御紹介申し上げます。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

保健福祉部長、近藤真寿です。

農政部次長、渡邊和明です。

保健福祉部生活衛生課長、清嶋かすみです。

農政部経済流通課長、野澤聡です。

それでは、続きまして会長、副会長の選出を行います。

会長、副会長は、とちぎ食の安全・安心推進会議規則第4条の規定により、それぞれ一名を委員の互選により選出することとなっております。

いかがいたしましょうか。どなたか推薦をお願いいたします。

(前田委員)

会長には石井晴夫委員、副会長には中村好一委員を推薦します。

(司会)

ただいま、会長には石井委員、副会長には中村委員との御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの発言)

(司会)

御異議がないようですので、会長を石井委員に、副会長を中村委員にお願いすることといたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、石井会長、中村副会長、正面の会長席、副会長席にお着きくださるよう、お願いいたします。

(会長・副会長 座席移動)

(司会)

それでは石井会長、一言御挨拶をお願いいたします。

(石井会長)

皆さん、こんにちは。ただいま、会長を仰せつかりました石井晴夫と申します。

前回に引き続きまして会長という重責を担うことになりました。委員の皆様には格別な御協力を賜りながら、この重要な会議に全力で当たって参りたいと思っております。御指導のほどよろしくお願いいたします。

さて、食べることは、私たちの日常生活に不可欠でありますから、食の安全・安心、信頼性への関心は、益々高まっているといえます。

本日は、県がこれから取り組んでいく「食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の次期計画の素案について、説明があると聞いております。

また、昨年度の食品衛生に関する監視指導計画の実施結果についても説明があるとのこと。

今後の県のきわめて重要な方向を示す大切な会議でございます。委員の皆様方には、それぞれの分野の御専門のお立場から、忌憚のない御意見・御提言をお願いいたします。また、県民の皆様は食の安全・安心・信頼性が益々高まりますよう、副会長の中村先生を始め、委員の皆様は御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

続きまして、中村副会長からも一言御挨拶をお願いいたします。

(中村副会長)

副会長に御指名いただきました中村でございます。

食の安全・安心を考えた時に、安全は定義ができますが、安心はかなり感情的なものが入っていると思います。もちろん、安全がないところでは安心はあり得ないものです。行政あるいは事業者が安全と言っても、県民の方に御理解いただけないと難しいものがあると思います。その辺をサポートするのがこの会議だと思っております。

今期も副会長に選任いただきましたので、もとより微力ではございますが、石井会長をサポートし県民の方々に御理解いただけるように、また行政、事業者、関係団体の方々にサポートできるような会議にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

ここで、副知事は所用のため退席させていただきますので御了承ください。

(鈴木副知事 退席)

(司会)

本日の会議は、委員選出後初めての会議となりますので、議事に入る前に、本会議の位置づけ等について、簡単に御説明させていただきます。

次第に添付しました「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」の抜粋をご覧ください。

本会議は、条例の第20条に基づき設置された県の附属機関であります。基本計画や、食品の安全性の確保に関する重要事項について、県に建議することができることとなっております。

裏面は、当会議の組織及び運営について定める「とちぎ食の安全・安心推進会議規則」となっておりますので、後ほどご覧ください。

なお、条例の全文につきましては、2期計画の冊子の51ページにも、掲載されております。

それでは、この後の進行については、石井会長をお願いいたします。

(石井会長)

それでは、議題に入ります。

議題(1)の「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(3期計画)素案について」から始めたいと思いますが、今回から新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、3期計画策定に関するこれまでの経過も併せて御説明をお願いしたいと思います。

では、事務局より説明願います。

(高橋生活衛生課食品安全推進班長)

生活衛生課食品安全推進班 班長の高橋でございます。

それでは、3期計画につきましては、昨年からの検討を重ねているところでございますが、新たに就任された委員の方も多数いらっしゃいますので、まずは、3期計画の概要とこれまでの経過について説明させていただきます。

その後に、本会議の議題であります3期計画素案について説明し、御意見をいただきたいと思っております。

「参考資料」をご覧ください。1月26日に開催した第17回の推進会議資料です。

参考資料1ページ、1番の策定の趣旨でございます。

本計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき策定しているもので、平成20年度からの1期計画、平成23年度からの2期計画により、各種施策を推進してまいりましたが、今般、2期計画が今年度末をもって終了することから、より一層食の安全・安心・信頼性の確保を推進するため3期計画を策定するものでございます。

2番、3番の計画の性格・期間ですが、この計画は、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第8条に基づき策定するもので、栃木県重点戦略次期プランや各施策の基本計画と整合させながら、計画期間を平成28年度からの5年間といたしました。

次に4番目の計画策定の方法及びスケジュールです。

計画策定にあたっては、とちぎ食の安全・安心推進会議においてご意見・ご提言をいただき、これを計画に反映させ、また、広く県民の意見を把握するため、パブリック・コメントを実施いたします。

庁内での検討・調整につきましては、栃木県食品安全推進本部の検討委員会において行うことといたしております。

これまでの経過について説明いたします。

2ページをご覧ください。

5番目の計画策定に向けた現状分析と今後の課題でございます。

3期計画を策定するに当たり、昨年からの事務局で、現行の2期計画の評価、食の安全・安心に関する主な出来事、そして県政世論調査の結果などにより現状の分析を行い課題の抽出を行いました。

まず一つ目の現計画の評価でございますが、平成25年度の計画に基づく施策の事業実績は、おおむね計画どおり達成されましたが、基本目標1の指標のうち、一部が未達成でございましたので、なお一層の推進が必要だと考えております。

詳細は、5ページ、6ページになります。

現状分析の2つめは食の安全・安心に関する主な出来事でございます。

主なところとしましては、現計画策定以降に、放射性物質の食品汚染、肉の生食などによる腸管出血性大腸菌食中毒での死亡事例、ノロウイルス食中毒の多発や大規模化、表示の偽装問題などがございました。また、制度などの改正としまして、食品表示法制定や食品衛生法関係でHACCP導入型基準の規定などがございます。

こちらにつきましては、7ページに、主な出来事を掲載させていただいております。

現状分析の3つ目の、食の安全・安心に関する県政世論調査の平成26年度の結果でございます。

県政世論調査は、県が、県民の県政に対する意見・要望などを把握し、県政の参考にするため毎年実施しているものでございます。その調査項目の中に食の安全・安心に関する項目がございますが、その結果、食品の安全性について不安を感じていると回答した人は、全体の72%でございました。そのうち、不安の内容は、多いものから、食品添加物、残留農薬、輸入食品、放射性物質と続いておりました。

また、食の安全に関する知識や情報を得られていないと回答した人でございますが、全体としては、得られていないと回答した人は、やや減少の傾向があるものの、性別・年齢別でみると30歳代女性で高くなっておりました。

この30代女性が知識や情報を得られていないと回答している率が高いという点ですが、前回委員から御指摘がございましたが、統計的に県民全体の様子を反映しているものではございませんが、そのような傾向が見られたということに着目いたしました。

詳細は、8ページ以降に県政世論調査の結果の抜粋を載せてございます。

それらの課題を踏まえ、6番目の計画の方向性及び7番目の計画の基本的な考え方を示し、昨年12月から食品安全推進本部検討委員会で骨子案を作成しました。

6番目の計画の方向性でございますが、平成25年度の施策の評価におきましては、おおむね目標を達成しておりますことから、基本的には、現計画をベースに、食に関する事件や食中毒の発生状況、国の施策等を踏まえた要素を加味し、施策内容を充実強化するものといたしました。

7番目の計画の基本的な考え方でございます。現計画の基本的な考え方を踏襲しておりますが、特に太字、下線を引いてあるところが変更点でございまして、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保するため、関係機関で連携を図り、より総合的に施策を進めていくことといたしました。

課題につきましては、このあとの3期計画素案の説明の中で触れることといたします。

3ページをご覧ください。8番目の計画の骨子案を御説明いたします。

左側が現2期計画で右側が3期計画の案になります。2期計画との変更箇所は太字にしております。

3期計画では、基本目標1を生産から消費に至る安全と信頼の確保とし、現計画の基本目標1～3をひとつにまとめ、より総合的に施策を進めていくことといたしました。

さらに(7)の食品の安全性に関する理解促進については、あらゆる年代に広く情報が伝わるように、情報発信を強化するなどし、理解促進を図ってまいります。

また、基本目標4でございしますが、現計画の基本目標6の(5)、2期計画の一番下になりますが、そこに追加した放射性物質に対する食品安全管理体制の強化についての掲載方法の見直しを行いました。施策につきましては3期計画でも継続して参りますが、放射性物質の検査やリスクコミュニケーションなどは、それぞれ、他の基本目標に入れ込むこととし、その上で、(1)として、放射性物質対策を含めた食品安全行政を総合的に推進していくこととしました。

この骨子案について、前推進会議で、情報という言葉が基本目標1と3に出ていて違いが分かりにくいという御意見をいただきましたので、それを踏まえた変更点につきましては、素案のところの説明いたします。

2ページの4番 計画策定の方法及びスケジュールにお戻りください。

本年1月の第17回推進会議で委員の方からいただいた御意見を反映させた骨子案が、

3月に知事が本部長となる食品安全推進本部で決定しております。

その骨子を基に、本年4月から検討委員会で素案作成の作業を行って参りました。

本日は、その素案について御検討いただき、今後、いただいた御意見や御提言を反映させ検討委員会で計画案をまとめ、パブリック・コメントを11月頃に実施し、来年2月頃に開催予定の推進会議を経まして、3月に計画を決定、公表したいと考えております。

3期計画策定に係るこれまでの経過と、今後の予定についての説明は以上でございます。

では、本日の審議事項であります素案について、説明させていただきます。

資料1とパワーポイントを使って説明いたします。

まず、3期計画の特色です。資料1の1ページもご覧ください。

ひとつめが、2期計画の基本目標1～3をひとつにまとめたということで、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保するための総合的な施策を推進して参ります。

具体的には、①として、HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理、生産者ではGAP（ギャップ）になりますが、その衛生管理を広く普及啓発し、また導入を促進して参ります。

ここで、HACCPについて、少し説明させていただきます。正面のスライドをご覧ください。

HACCPとは、宇宙食の安全性を確保するために、アメリカのNASAで考案された、食品の製造工程管理の手法になります。

原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染や異物混入などの危害・ハザードを予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程、つまりCCPを連続的、継続的に監視、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理システムです。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。

また、GAPとは、農産物の生産工程にHACCPの考え方を取り入れ、総合的にリスクを抑える手法で、「農産物の安全」、「環境の保全」、「作業者の安全」を確保するために適正な農業を実践していくことです。

具体的には、生産工程でリスクにつながる要因を見つけだし、そのリスクを抑えるために必要な取組項目を設定し、その取組項目を実践しながら内容を記録・保管し、その取組内容を点検し、更なる改善を図りながら次の生産に生かしていく、という取組をPDCAサイクルで実践するものです。

生産現場において農業者がGAPを実践することで、県民に安全な農産物を供給することにつながります。

これらを実践していくことにより衛生水準が向上し、消費者のHACCPの考え方の理解が進めば、結果として事業者がHACCPに取り組む意欲もより高まると考えます。

また、新たな制度として食品表示法が本年4月に施行されましたので、それらに基づく適正表示を推進して参ります。

資料の1ページの下にもございますイメージ図ですが、生産から製造、加工、流通、販売を経て消費まで、一貫してHACCPの考え方を広めて衛生水準を向上させるとともに、適正な食品表示やトレーサビリティを推進して行くことで安全と信頼が確保できるというものを表しております。

特色の2つ目ですが、食の安全に関する情報発信を強化し、効果的なリスクコミュニ

ケーションを行うことで、広く県民に正しい知識を普及啓発して参ります。

施策の具体例としましては、県ホームページだけでなく、それ以外の各種媒体も活用した情報発信の強化や、今まであまり実施してこなかった中学校や専門学校等での食の安全に関する知識の普及啓発、子育て中などの若い世代も参加しやすいリスクコミュニケーションの開催などを考えております。

施策体系一覧になります。資料では、2ページ3ページになります。

左から基本目標、施策目標、この部分は骨子になりますので、先ほど説明したとおり、すでに決定している部分でございます。

施策目標の右の施策の展開の案というところが、現在考えております個別の事業でございます。今回、御意見を頂戴いたします素案の部分になります。

太字は、2期計画からの文言の変更点、太字に下線を引いてあるところは、事業内容にも変更があり、充実強化をしたり、新たに加える事業を示しております。

前回の推進会議で、施策目標に情報という言葉が複数出てきてそれぞれの違いが分かりにくいという御意見をいただきましたので、見直しを行っております。

変更点は、基本目標1の適切な表示等による安全と信頼の確保のところ、案では「適切な情報提供による安全と信頼の確保」となっていたものを、食品から得られる情報として「適切な表示等による安全と信頼の確保」に変更しました。

基本目標1の(7)食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進については、3期計画の特色にもなっておりますので、変更せずそのままです。

もう一ヶ所、基本目標3の(1)については、案では「食品に関する情報共有の推進」となっていたものを、県民、事業者、行政間の相互理解のために共有する情報として変更しました。

資料の2ページと3ページをご覧ください。施策の展開の2期計画からの主な変更点は、太字で下線が引いてあります、基本目標1(1)の③、(3)の①②③、(4)の③、(5)の①、(6)の③、基本目標2(1)の①、基本目標3(3)の②になります。

放射性物質対策についても、各施策目標のところに振り分けましたので、2期計画からの変更点になっております。

なお、施策の展開の個別事業における具体的な目標・指数につきましては、今後予定しております庁内の検討委員会や分野別の検討会で検討して参りたいと考えております。

では、素案の内容を説明いたします。ここからは資料を使って説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。

なお、時間が限られておりますので、新たに加えた事業と充実強化する事業を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、資料の見方ですが、基本目標ごとに、点線で囲った中に、現状と課題を簡潔に箇条書きにしております。そこから考えました施策の目標をかつこ1、かつこ2として記載してございます。その下の線で囲ってあるものは、その説明になります。

また、その下の①②③が施策の展開の案の個別の事業になります。これらの番号は先ほどの施策体系一覧と同じでございます。その下にあるのは、個別事業の中の具体的な事業になります。

先ほどと同様、太字は、2期計画からの変更点、さらに下線を引いてある部分は、事業内容の変更箇所になります。

最初に基本目標1の「生産から消費に至る安全と信頼の確保」の生産段階の部分ですが、現状と課題としまして、安全な農産物やきのこ、家畜の生産のために、GAPの一

層の推進や放射性物質対策、農薬や動物用医薬品の適正使用の徹底が必要であることから、施策目標である（１）安全な農産物の生産の推進では、２期計画でも個別事業として掲げておりました①GAPの導入促進による安全な農産物の生産の推進と②家畜生産衛生の向上に加え、③の放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進としまして、新たに原木しいたけ生産工程管理基準に基づく安全・安心な栽培方法普及と作物等への吸収抑制対策の推進を行ってまいります。農産物等のモニタリング検査の実施も継続して参ります。

特に、きのこについては、２期計画ではきのこGAPの導入推進を個別事業にあげておりましたが、福島第一原発事故以降は放射性物質対策を優先させる必要が生じたことから、変更をしております。

（２）生産者等に対する監視指導の強化は引き続き実施して参ります。

５ページをご覧ください。

「製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保」ですが、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌などによる食中毒発生を受けた予防対策強化の必要性や、HACCPの取組の促進、６次産業化への安全確保のための支援の必要性などを考慮し、（３）食品営業者等による自主衛生管理の推進につきましては、先ほど３期計画の特色としても説明いたしましたが、①とちぎハサップを含むHACCPによる自主衛生管理を推進してまいります。具体的には、国の方針を受け、本年４月１日に県の食品衛生法施行条例にHACCP導入型基準を規定しましたので、HACCPによる自主衛生管理方法の習得を促進して参ります。また、従来からの県の認証制度であるとちぎハサップの基準の見直しなども行うなどして、併せて進めて参ります。

また、HACCPそのものをよく知らない事業者もかなりいることから、②としまして、HACCPによる衛生管理の普及啓発も行って参ります。

さらに、③６次産業化に向けた安全確保に係る支援としまして、関係機関が連携して講習会の開催などを行って参ります。

（４）食品営業者等に対する監視指導の強化では、従来からの監視指導計画の策定や監視指導の強化に、新たに、③ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の強化に加え、昨年度に立ち上げました、ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信などを行って参ります。

６ページをご覧ください。

適切は表示等による安全と信頼の確保ですが、かねてから食品表示が複数の法律で規定されていて複雑でわかりにくいということから、食品表示の一元化が検討されておりましたが、食品衛生法、JAS法、健康増進法の３法の表示の部分を統合した食品表示法が本年４月１日に施行されました。加工食品では経過措置期間が５年間になっておりますので、それまでに事業者の方は新基準に沿った表示に変更しなければなりません。

そこで、（５）食品表示の適正化の推進につきましては、①食品表示法等に基づく適正な食品表示の普及啓発を行って参ります。

「等」となっておりますのは、平成２５年にホテルや飲食店のメニュー表示等の偽装が発覚し、景品表示法違反が問題となりましたので、景品表示法も含めてということです。

また、本県では、食品衛生法、JAS法、健康増進法の所管がそれぞれ、生活衛生課、くらし安全安心課、健康増進課と異なっておりますが、食品表示法につきましても、当面３課共管とし、関係機関で食品表示担当者会議を開催するなど、なお一層連携を図って指導をして参ります。

特に、アレルギー表示は、今回の新基準で変更になるところもございますので、適切な表示と製造所内でのコンタミネーション、意図しない混入を防ぐ指導を徹底して参ります。

(6) トレーサビリティの推進と生産情報公開の促進につきましては、新たに、③牛個体識別制度の円滑な推進を加え、トレーサビリティを推進して参ります。

7ページをご覧ください。

消費段階における安全と信頼の確保ですが、県政世論調査の結果や、2期計画では中学生を対象にしてこなかったこと、また、HACCPの考え方など安全に関する知識を消費者にも広める必要があることなどから、(7) 食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進については、②子どもの頃からの食の安全に関する学習促進では、中学生を対象とした食品安全ゼミナールの開催などを行って参ります。また、③地域や学校での食の安全に関する知識習得への支援として、調理師や栄養士の養成学校等の学生を対象にHACCPの講習会を開催するなどし、HACCPの理解促進を図って参ります。④各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化としては、県ホームページのみでなく、各機関が発行する情報紙に掲載してもらうよう、積極的に情報発信したり、啓発資料を作成するなどして参りたいと考えております。

(8) 消費者相談体制の充実・強化につきましては、引き続き相談体制の充実を図って参ります。特に、食品表示法については、施行にあわせ、食品表示相談窓口を各関係機関に設置いたしました。なお一層、連携を図りワンストップ体制に努めて参ります。

(9) 食育の推進につきましても、引き続き、広く県民に①食育の普及啓発と②地産地消運動の展開を行って参ります。

8ページをご覧ください。

基本目標2の「環境に配慮した生産から消費に至る活動」でございますが、(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進としまして、これまでの環境保全型農業に「生物多様性の維持・向上」や「地球温暖化防止」を加えた総合的な取組であるエコ農業とちぎについて、農業者や県民の理解促進を図るとともに取組を拡大して参ります。

(2) 環境にやさしい食生活の推進と(3) 資源の再利用の促進 につきましても、引き続き事業を実施して参ります。

9ページをご覧ください。

基本目標3 「県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解の推進、信頼関係の確立」の、(1) 県民、事業者、行政間の情報共有の推進につきましては、施策や調査研究の結果の公表や、監視指導計画の結果や食品の自主回収情報の公表、食品関連事業者との協働した情報提供などを行なって参ります。

(2) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援につきましても、引き続き、食に関する体験機会を拡大したり、各種イベントを開催し、事業者と消費者の理解促進を図って参ります。

(3) リスクコミュニケーションの推進につきましては、県政世論調査の結果などを活用し、県民の不安感の高いものをテーマにしたり、若い方も参加しやすいように開催するほか、啓発資料を作成するなどし、効果的なリスクコミュニケーションを推進して参ります。

また、リスク評価を行っている、内閣府の食品安全委員会と連携、協力した取組を推進して参りたいと思います。

10ページをご覧ください。

基本目標4 「食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化」ですが、この事業は、食の安全と信頼を確保するための基盤となるような組織や人材などの体制を整備するものでございます。

(1) 放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進につきましては、栃木県食品安全推進本部や本推進会議を中心とした体制で、進めていきたいと思っております。

また、(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成につきましては、県職員である家畜防疫員や食品衛生監視員の資質の向上や検査体制の充実、精度管理による信頼性確保に努めて参ります。

(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食品安全に関する研究の推進につきましても、放射性物質の汚染リスクを低減する技術の開発を含め、①として安全な農産物等の生産に寄与する試験研究を引き続き推進して参ります。また、②として残留農薬等検査の効率化の研究も進めて参ります。

(4) 健康危機管理体制の強化でございますが、予防的な部分も含め、健康危機管理体制の強化をさらに進めて参ります。

最後に、11ページをご覧ください。

放射性物質対策のまとめになります。放射性物質対策については、2期計画策定後に福島原発事故を受け1つの施策目標として計画に追加しましたが、3基計画では、基本目標の1、3、4にそれぞれの事業をふりわけてございますので、参考をご覧ください。説明は、以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、御意見、御質問等お願い申し上げます。

(前田委員)

放射性物質の汚染対策ですが、2期計画では、放射性物質の影響を受け、きのこのGAPの指標が未達成だったと記憶しております。そのことに関連して、3期計画では重点項目になっているとの印象を受けたのですが、基本目標1の生産段階のうち、(1)③の放射性物質対策のところ、原木しいたけ生産工程管理基準とは、すでに存在しているのでしょうか。その場合はその基準に従って生産すれば、放射性物質の基準を下回って出荷ができるのでしょうか。

(林業振興課)

まず、原木しいたけの生産工程管理基準につきましてはすでに県で作成しており、ホームページにも掲載しているものです。中身については、生産されるしいたけへの影響が大きいのが原木そのものの放射性物質の汚染度合いになりますので、安全な原木を調達することからはじまり、生産工程の中でも、環境からの影響をできるだけ軽減するよう、直接原木を地面につけないような対策を現地で導入しながら、検査もまめに行うというものです。現在、生産工程管理を行い対策がとれた生産者から出荷制限が解除、一部解除と言っておりますが、現在、露地栽培、施設栽培を併せると48件の農家が出荷制限を解除されています。もちろん、出荷制限解除になった後も、ロット管理をして安全なものだけを出荷しております。少しずつですが、放射性物質対策の成果ができてきているところでございます。

(前田委員)

先ほどのGAPでCCPとなるのは汚染されていない原木になると思いますが、その部分は生産者ではコントロールできない部分ですので、県がサポートしていただき

たいと思います。

基本目標4の(3)①のうち、放射性物質の汚染リスクを低減する技術の開発とありますが、具体的にはどんなことが想定されていますか。

(経済流通課班長)

放射性物質の汚染リスクを低減する技術の開発につきましては、国と県で共同いたしました。現在も主要な農産物について、農業試験場におきまして引き続き研究を実施しているところでございます。

(増淵委員)

現計画において、GAPの指標が△とのことでしたが、具体的に、GAPの取組が足りなかったからか、国際的な基準に達していないから指標に達していないのか、具体的に教えていただきたいです。

(林業振興課)

当初のきのこGAPは、通常生産工程管理を想定して、原発事故前は順調に進んできたところでしたが、しいたけに関しては、放射性物質の影響を大きく受けたということで、事故後は、放射性物質対策に特化したGAPを優先的に進めているため、当初想定していたGAPが停滞しているという状況です。

(増淵委員)

栃木県の農産物が安心であるということは、GAPに裏付けされるので、もっと力を入れてほしいと考えます。

有機農業も進めてほしい。米国ではオーガニックを売り物にしたスーパーマーケットが進んでいます。日本でも進んでいくと思いますので、もう少し先読みして、取り組んでもいいのではないかと思います。

(経営技術課)

有機農業につきましては、生産者、取組面積も徐々に増えてきており、販路や技術面で課題もありますが、その辺を解決していけば、さらに取組が拡大していくと考えております。

県では3月に有機農業推進計画2期計画を策定しました。その中で、1つめは「取り組みやすい環境づくり」、具体的には公開できるほ場をつくること、指導者の育成になります。2つめは「技術の開発と普及」、3つめは「流通・販売への支援」、具体的には商談会などの開催、4つめは「消費者の理解促進」を一体的に進めております。

(石井会長)

せっかくですので、エコ農業とちぎのPRをしてください。

(経営技術課)

エコ農業とちぎでございますが、これまでも進めてきた「環境保全型農業」、具体的には、たい肥利用を促進し、化学肥料や農薬を減らすことに、生物多様性の維持・向上や地球温暖化対策も加え、総合的に取り組む「エコ農業とちぎ」を推進しています。昨年度から、農業者は実践宣言、消費者は応援宣言というものをスタートさせ、県民の理解を得ながら広げていきたいと考えております。

(石井会長)

かなり増えているとホームページにありましたが、今どのくらいの数になりましたか。

(経営技術課)

現在、実践宣言者は1,248名、応援宣言者は751名でございます。

(齊藤肇委員)

エコ農業とちぎについて県から説明いただき農業士も勉強会をやっております。

(興野委員)

エコ農業も大切だと思っております。女性農業士会では、食育に力を入れております。6歳までには食が決まってしまうと言われておりますので、子どもの頃からの学習や、食育について、もう少し詳しく幅を広げて文書で説明をしてほしいと思います。

(生活衛生課長)

食育につきましても、幅広い課に渡りまして教育の推進をしているところですので、もう少し具体的な取組も計画の中に盛り込んでいきたいと思っております。指標につきましても検討してまいります。

(興野委員)

加えて、添加物のことなどもわからない人が多いと思っておりますので、これから日本を支える子どもたちに安全、安心の情報を発信してほしいと思っております。

(生活衛生課班長)

食品添加物は、県民のアンケート結果でも不安に思うものの上位にあります。講習会等も実施しておりますが、リスコミも実施して、まずは正しく理解してもらった上で、自分でできる対応を考えてもらうよう、努めてまいります。

(竹内委員)

HACCPについては、消費者団体としても理解を促進していった方がいいと思います。私たちも2回勉強会をもちました。名前は聞いたことがあるがよく知らないという人がほとんどでした。消費者団体だけでなく、様々な団体が理解していくことが後押ししていくことになると思います。また、何が今まで阻害になっていたのかをよく調べて援助していくことが大事だと思います。

食品添加物の問題は、県だけでやるには限りがあります。いろいろな団体のところに情報を流し、共にやっていくことが大事だと思います。

(生活衛生課班長)

HACCPについては、消費者の理解が得られていないということもありますが、食品事業者の中にも、HACCPを知らない人がまだおります。メリットが何なのかが分かりにくいことがネックになっていると思っておりますので、関連事業者や消費者にも理解していただき、全体で押し上げていくのが重要だと思います。団体とも協働しながら、普及啓発にも取り組んでいきたいと考えております。

(齋藤(公)委員)

食品衛生協会はとちぎハサップ認証機関にもなっております。今後、中小、零細企業までHACCPを広めていくために、協会でもサポートはしているが人数が限られ、とても追いつかない状況であります。行政としては、どういったサポートをお考えでしょうか。

(生活衛生課長)

現状では、HACCP導入支援セミナーを年3回程度開催しており、今年度も予定しております。また、認証取得事業者を対象にHACCP技術研修会をフォローアップ研修として実施しております。さらなるHACCPの普及、導入促進については、検討しているところでもありますので、御意見もいただきたいと思っております。

(齋藤肇委員)

食品事業者のHACCPも大変重要な取組だと思いますが、私は農家でありまし

て、農家はGAPがそれに値すると思います。手前味噌ですが、私は個人でトマトのGAPに11年取り組んでおります。組織では9年になります。栃木県は多品種の取組が非常に早かったが、私たち足利のトマト部の組織はもう少し早くから取り組んできました。JAの系統出荷では日本で第1号ではないかと思っています。トマトのGAPが定着してきましたが、私たちが作ったチェックリストを現在も使用していません。GAPに取り組む前と現在とでは農家の姿勢が変わってきております。農家が農家をチェックすることは、初めうまくいかないかと思いましたが、組織内の連携が密になり団結力ができたし、農産物ではなく食品を生産しているという気持ちになってきます。放射性物質については、ハウス栽培なので、影響はほとんどありませんが、農薬の使用基準を全員が守ることができるのが、一番のメリットだと思っています。GAP、HACCPの取組について、ますます指導を強化してほしいと思います。

(石井会長)

阻害する要因があれば、分析して取り除き、いろいろな機関が連携して推進してほしいと思っています。

(西村委員)

GAPは自主基準ですか。また、GAPに取り組んでいることを市場に出るときに公にしているのか教えてください。

(経営技術課)

県内の多くの産地では取り組まれておりますが、販売する場面ではGAPの表示は行っておりません。JGAPなどの認証があればマークは使えますが、栃木県ではまだ数が少ない状況です。

(西村委員)

消費者がGAPに取り組んでいると目で見ると、安心な農作物だと選ぶ基準になると思いました。

(齋藤肇委員)

自主基準でやっているGAP、JGAP、グローバルGAPと3つあります。ほとんどが自主基準のGAPに取り組んでおまして、やってもやっていなくても農産物の値段は全く変わりません。でも、これからはGAPに取り組むのが最低条件だろうと考え、私たち組織は取り組んでおります。市場にPRしても、ほかの産地も取り組んでいるので、金額に跳ね返らないのが実情です。

(菊池委員)

私も消費者なんですけど、農家の方が一生懸命取り組んでいるのが見えないのがもったいないと思いました。GAPに取り組んでいる人が消費者に分かるマークがあるといいのではないかと思います。これからは輸入品も入ってくるので、消費者が買うときに選べると思います。

それから、環境にやさしい食生活として、食品ロスについてはどんなことをやるのでしょうか。

(生活衛生課長)

生活衛生課の立場では、食品ロスを減らす具体的な取組ではなく、事業者や消費者が集まる食品衛生に関する講習会等で、講習内容に加えて食品ロスを減らしましょうと話をさせていただいているところです。

(農政部次長)

県では、県で独自に決めたGAPを行っていますが、ほかにJGAPやグローバル

GAPがあります。特にヨーロッパに輸出をする場合には、グローバルGAPが取引に求められているようです。国内では、安全基準については農薬取締法等を守っているので大丈夫なのですが、うっかりミスや万が一の事故をなくすために、GAPを実施していますが、農家の方はおくゆかしいのかアピールをしてくれなかったようです。県の農政部でも次期計画を策定中でありますので、その中でも検討していきたいと思えます。

(上野委員)

現在、GAPの指標が未達成とのことでしたが、今後5年間で、県としてGAPに取り組んでもらう数値目標をたてていかれるのですか。

(経営技術課)

GAPの取組自体は確実に増えてきていますが、目標値には達していない状況です。

(上野委員)

指導をしても、取り組んでくれない組織があるのでしょうか。

(経営技術課)

そうなりますが、組織の理解を得て取り組んでいただくものですので、継続して指導をしていきたいと考えております。

(上野委員)

HACCPもGAPも同じで、やればリスクを下げるのはわかっていますが、具体的な効果が分かる事例や数値で示すと導入が進むのではないかと思います。具体的な数値を吸い上げることはできるのでしょうか。

(生活衛生課長)

なにか事故があると世間に取り上げられますが、なにもないと取り上げられない。HACCPやGAPを取り入れてどうなるかを示すのは難しいと考えております。HACCP関係の講習会等では、すでに取り組まれている事業者の話として、苦情の件数が減ったとか、異物混入等の苦情への対応が早くなったとか、従業員のモチベーションが上がったなどは報告をいただいております。具体的に売り上げがいくら伸びたなどの数値を示すのは難しいところですが、いろいろな方法で効果を示していきたいと思えます。

(上野委員)

基本目標1(2)③水産における監視・指導の実施とは具体的にはどんなものなのでしょうか。

(生産振興課)

主に行っておりますのは、水産用医薬品の使用状況や使用量・使用期間の確認、薬の保管状況等を調べ、間違った使用がないか監視をしております。

(上野委員)

魚の養殖関係で、栃木県では放射性物質の影響はなかったのですか。

(生産振興課)

養殖では影響は出ておりません。天然の魚については現時点で中禅寺湖で100ベクレルを超える魚種が一部ありますが、養殖は今まで出ておりません。

(増渕委員)

HACCPの効果について、県から説明するのは難しいと思えます。私は事業者なので、金額で表すのは確かに難しいですが、フードチェーンの中で、HACCPをとることで、食の安全・安心に取り組んでいる企業と認知してもらえる、という点では

効果が大きいと思います。その結果、売り上げがどうなったかなどの計測は難しいと思います。

同じように、GAPも認定すると大きな効果になるはずですが、そのためにはお金がかかるので、県は難しいかもしれないし、いいとか悪いとかは一概に言えないですが、将来的には、グローバルGAP等を活用して、栃木県のGAPを認定GAPにしていくと消費者に訴えられると思います。

(飯島委員)

素案については、課題を踏まえており全体的に異議はありません。

GAPに関する齋藤肇委員の話は意外と知られていない、こういうことも含め、生産者は安全なものを生産しなければいけない、また、消費者は不安を感じているので、その不安を少しでも解消できるような計画にしていかなければいけないと思います。県民も含め、それぞれに知識を普及していく取組が重要だと思います。食育については、食育計画を別に作られるようですが、特に若い人、これから子育てしていく人にきちんと情報提供をしてほしいです。消費者の理解が高まれば、生産者や食品事業者も変わらざるを得ないと思いますので、情報発信の取組をお願いしたいと思います。

(さいとう委員)

素案については、必要十分なものかと思います。この手の計画作りにいくつか携わったことがありますので、他部門の計画にあって、本計画にないものを探したところ、市町村との連携が足りないと感じました。例えば、県民に訴えるには、身近な市町村や健康福祉センターとの連携が必要だと思います。基本目標3も県民、事業者、行政間となっているので、市町村を巻き込む仕掛けがあってもよいのではないのでしょうか。GAPやHACCPなど、専門性が高いものはなじまないとお考えもあるかとは思いますが。

(生活衛生課長)

よく精査してまいりたいと考えます。個々の事業の中には、市町村との連携もあると思いますので、確認の上、進めてまいります。

(石井会長)

もう一つ議題がありますので、(2)の「平成26年度栃木県食品衛生監視指導計画」実施結果について、事務局から説明をお願いします。

(生活衛生課 見目副主幹)

平成26年度 食品衛生監視指導計画の実施結果について説明いたします。

本県におきましては、食品等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法第24条及び「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、年度ごとに食品衛生監視指導計画を策定し、営業施設等の監視指導、食品等の収去検査などを行っています。

監視指導の実施体制及び関係機関との連携についてです。

食品衛生検査施設 8施設を対象に、一般社団法人食品薬品安全センターにより試験検査の外部精度管理を実施しました。

次に、関係機関との連携確保についてですが、食中毒の発生及び違反食品等の発見時には、関係自治体と連携し、原因の究明、健康被害の拡大防止及び違反食品の速やかな排除に努めました。

本県から県外自治体への調査依頼につきましては、食中毒・有症苦情に関するものが8件、違反食品等に関するものが41件でした。

一方、県外自治体から本県への調査依頼につきましては、食中毒・有症苦情に関するものが50件、違反食品等に関するものが44件ございました。

続いて、監視指導の実施状況です。

まず、営業施設への立入検査の状況ですが、業種ごとの危害度、過去の行政処分、指導の状況等を勘案し、対象施設数 37,765件に対し、延べ16,055件の立ち入り調査を実施しました。

その内容としましては、施設設備の構造及び衛生管理の状況、食品の取扱状況等について監視指導を実施しました。

違反の件数は117件で、使用水の不適切な管理が90件、他には製造者名、賞味期限、食品添加物等の表示欠落などの表示違反や、異物混入などが確認されました。

これらに対する措置としては、指導票の交付、報告書・誓約書の徴収などを行い、改善を指導し、その後の確認を行いました。

重点監視指導についてです。

食中毒予防対策としましては、本県では、ノロウイルスによる食中毒が依然として発生しており、調理従事者を汚染源とした事例が多いことから、食品事業者に対し、「正しい手洗い方法」や「吐物等の適切な処理方法」について周知するとともに、日頃の健康管理の重要性等についての指導を徹底しました。また、11月から3月までの期間を「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間」と定め、「特別警戒情報」を発信し、関係団体等と連携しながら発生予防に関する啓発活動に取り組みました。

また、カンピロバクター等による食中毒を防止するため、食品事業者に対し、加熱用の食肉を生食用として提供しないよう指導を徹底しました。

一方、消費者の皆様に対しては、食肉や内臓肉は中心部まで十分に加熱してから食べるなどの正しい知識の啓発及び注意喚起に努めました。

イベント等における食品関連施設の監視指導についてです。

平成26年10月に、本県で「ねんりんピック栃木2014」という大規模なイベントが開催されましたが、食中毒予防に万全を期すため、主催者から事前に開催情報の提供を受けて、関係団体と連携しリーフレット配布、衛生講習会を実施した他、弁当提供事業者、宿泊施設に対する監視指導、検便の実施指導、弁当の収去検査を実施しました。

食品の検査についての報告です。

食品の安全性を確保するため、県内で製造、あるいは県内に流通する食品を対象に、4,107検体を収去、いわゆる抜き取り検査を実施し、延べ28,442項目について検査を実施しました。

このうち、流通食品の放射性物質検査については、県内で製造された、あるいは、流通する食品を対象として、306検体について収去検査を実施しました。

食品等の規格基準の違反件数は10件で、主な違反内容はアイスクリーム類からの大腸菌群の検出でした。

違反施設に対しましては、指示書の交付等を行い、改善を指導しました。

衛生規範不適合の件数は21件で、洋生菓子、弁当・そうざい等からの大腸菌群の検出のほか、一般細菌数超過が確認されました。

この衛生規範不適合の食品については、製造施設等に対して立入り検査を行い、衛生指導を実施しました。

有害物質のモニタリング検査では、野菜のホスチアゼート（農薬）の残留基準違反が1件あり、回収命令による行政処分を行いました。

続いて、食肉等の食中毒菌の汚染実態調査についてです。

本県では、昨年7月から12月にかけて、県内で流通している鶏肉、豚肉及び豚レバー 109検体について、食肉との関連が深いカンピロバクターなどの3種類の食中毒菌について検出状況を調査しました。

今回の調査では、腸管出血性大腸菌は検出されなかったものの、カンピロバクターやサルモネラ属菌が一部の食肉から検出されました。

特に、鶏肉については、検体数58検体のうち、約半数に当たる46.6%からカンピロバクターが、43.1%からサルモネラ属菌が検出されております。

これを受けて、前年度に引き続き、食品等事業者に対して、食中毒予防対策や適切な衛生管理について指導を行うとともに、消費者に対しては、注意喚起を行いました。食中毒等の健康危害発生時の対応についてです。

26年度の食中毒発生状況は、宇都宮市を除いて6件で、件数としては前年度より3件増加しましたが、患者数は72名で前年度より267名減少しました。

病因物質別で見ますと、ノロウイルスが2件、カンピロバクターが1件、サルモネラ属菌が1件、クドアセプトンククタータ（寄生虫）が1件、アニサキス（寄生虫）が1件でした。

原因施設別では、4件が飲食店営業施設、2件が原因施設不明でした。

原因施設の営業者に対しては、食品衛生法第55条に基づき食品衛生に係る衛生的環境が確保されるまでの間、営業の禁止を命じました。

その際、行政処分の対象営業者、処分内容等の情報を速やかに公表し、健康被害の拡大防止及び注意喚起に努めました。

リスクコミュニケーションについてです。

県ホームページ、広報媒体等を活用し、消費者等に対して食品の安全等の情報提供に努めるとともに、消費者の皆様などを対象とした食中毒予防対策や適正な食品表示についての講習会、県政出前講座等を16回開催しました。

また、「とちぎ食品安全フォーラム」などを4回開催し、「放射性物質と食品の安全性」や、「動物用医薬品」に関する消費者の皆様への正しい理解の促進と意見交換の推進に努めました。

食品衛生推進事業として、自主衛生管理マニュアル「自主衛生管理カレンダー」を、2万部作成配布し、衛生管理の方法や食中毒予防について普及啓発に努めました。

栃木県食品衛生協会に対し、飲食店等営業施設の巡回指導を委託し延べ5,908名の食品衛生指導員により延べ16,136件の巡回指導を実施しました。

食品等事業者に対し、「栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）」の普及を図り、認証施設は56施設となったところです。

最後に、人材の養成及び資質の向上についてです。

食品営業施設の従事者や集団給食施設の調理従事者延べ5,828名に対し、食中毒予防を中心とした衛生講習会を実施しました。

栃木県調理師連合会に対して、調理師を対象とした衛生講習会の実施を委託し、5回の講習会で、延べ505名に食中毒発生予防対策を中心とした衛生教育を実施しました。

また、食品衛生責任者に対しては、再教育講習会を栃木県食品衛生協会に委託して、67回開催し、延べ5,691名に、食品衛生に関する最新の知識の修得及び重点項目の再確認などを促しました。

以上で、昨年度の食品衛生監視指導計画の実施結果の説明を終わります。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、まだ御発言いただいていない委員の皆様、いかがですか。

(糸委員)

栄養成分表示の制度が変更になり、先日、研修会に参加させていただきましたが、消費者の方たち、特に若い人たちがどのように理解していくのかな、若い人たちにもっと浸透していくといいなと思いました。機能性表示食品なども出てきておりますので、これからを担う専門学校などの若い人や子どもたちへの情報発信に力を入れて食の安全に関する知識の普及啓発をしてほしいと思います。

(生活衛生課班長)

中学校や専門学校、若い人、子育て世代の人たちへのいろいろな普及啓発について考えていきたいと思っています。

(羽野委員)

食育の推進の中でも、食品衛生や食品表示を取り入れて、子どもから広めていってほしいです。これから成長していく過程において、どんどん浸透していくとよいと思いました。

(生活衛生課長)

次期計画に反映させていきたいと思っています。

(石井会長)

では、時間も超過してまいりましたので、最後に中村副会長さんから、まとめをお願いいたします。

(中村副会長)

本会議で来年度からの3期計画の素案が事務局から提示され、それに対して委員から意見をいただきました。本日の意見も含めて、素案を具体的に進化させて計画になっていくと思いますが、今年度は現計画の最終年度でありますので、一部達成できていない項目について、なぜ、達成できなかったのかということについてきちんとつめていただいた上で3期計画をやっていただくとありがたいと感じました。

HACCPもGAPも成果が見えにくいという意見がありましたが、興味深く聞かせていただきました。私が大学で専門にしている予防医学も実は成果が見えにくいところがあります。特に一次予防は、食生活を改善しようとか、運動をしようとか、これをやれば病気にならないとかを普及啓発するのですが、やらなかったら病気になったというのはわかるのですが、いい日常生活を送って病気にならなかった場合、何がよかったのかが見えにくい。それと全く同じだという印象をもちました。でも、では予防はやらなくていい、HACCPやらなくていい、GAPやらなくていいのかというと、そうはならない。やることで安全性が高まるのであれば、見える形にしていかなければならないと思いますし、見えないとしても、やっぱりやらなくてはだめであるということ、消費者も含めてみんなで考えていかなければならないと思います。価格が同じだという話がありましたが、いいもの、安全なものは高くても買おうという人もいっぱいいると思いますので、今後は消費者も含め、みんなで考えていかなければならないと思っております。

(石井会長)

ありがとうございました。

本日、各委員の皆様からいただきました貴重な御意見、御提言を踏まえまして、事務局におかれましては、行政として大いに反映していただければ大変ありがたいと思

います。

本日は長時間にわたり熱心に御討議いただきまして本当にありがとうございました。この辺で、進行を司会の方にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(司会)

用意していた議題は以上ですが、事務局からその他なにかございますか。

(生活衛生課班長)

ひとつ報告がございます。特に説明資料は用意しておりませんが、とちぎハサップに関連する報告事項がございます。

食品自主衛生管理の認証制度であります「とちぎハサップ」と宇都宮市については「うつのみやハサップ」ということで、平成17年度からそれぞれの制度でやってきたわけですが、この4月に「うつのみやハサップ」が終了ということになりまして、宇都宮市の事業者も「とちぎハサップ」の対象としまして、その後を引き継ぐことで、事業者さんの衛生管理を維持継続できるように制度を変えましたので、御報告いたします。

今現在、今年度新たに4件認証が増えまして、「とちぎハサップ」が40件、「うつのみやハサップ」が20件、合計60件となっております。「うつのみやハサップ」につきましては、更新の期間の3年が来たときに、「とちぎハサップ」に移行することで手続きを進めております。

基本計画でも、HACCPの考え方を取り入れた自主的な衛生管理につきましては、認証制度、また認証施設を公表して、努力していることを外に伝えることで取り組んでおります。

(司会)

石井会長、中村副会長、ありがとうございました。委員の皆様には、大変貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

ここで、次回開催日程等について御案内いたします。次の会議は来年1月末ごろを予定しております。改めて御案内させていただきますので、委員の皆様方にはお忙しいところ恐縮でございますが、御出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第18回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。